

共同親権運動

12号

「生き別れ」よりも「共同養育」を

2010年11月25日

名古屋での学習会「共同親権とは？」

先日、宗像氏を名古屋にお招きして「共同親権とは？」とのテーマで、お話いただきました。私なりに新たな気づきと再確認の会となりました。本当の意味での“共同”は、なかなか難しいな！と、あらためて感じてます。そもそも離婚するわけですから、なにか二分するような印象の“共同”とは、無理があるように思ってます。

また、宗像氏の語る言葉、発言の中に多く共感を得ることがありました。そう！ そうなんだよな！って。例えば、まったくの他人であれば、いろんな面で控えることが一度夫婦となったことで、見過ごすことができなくなる。感情的否定を、どうしても辛抱できなくなってしまう。人格否定以上の徹底した拒否となる。プラス、他人事ならば〇〇〇と思えたり考えたりすることが、自分のこととなると×××となってくる。本来、“人として”の位置に立ったような一貫した考えになるべきを、やっぱり一度夫婦となったことで、差が出てくる。立場の違いをある意味で正当化の盾にして“言うこと”が、とてつもなく変わってくる。

今回の会の内容に、“単独親権は親権剥奪！」「親権剥奪理由」＝「親権の濫用」か「著しい不行跡」ということがありました。離婚によって、要は“子育て”の“蚊帳の外”に放り出されてしまう。離婚によって離れて暮らすことを余儀なくされる側の親は、すべて「著しい不行跡」なのか？ そんなレッテル？！を、しかも法律によって決められてよいのか？と。

離婚は、夫婦の解消であって、親と子の断絶では決していないし、夫婦は選択の余地がありますが、親子関係は一生もんです。単に好き嫌いの問題でないはず。また、離婚したとて親としての責任を負わせるべきだし、両親に養育負担を課するという発想が必要では！との話もありました。

広く世の中には、離婚を機に我が子との接触を避ける。要は、縁を切る親も現にいます。離婚したら「ハイ、さようなら！」とする親が、少なくありません。当然ながら、単に法律を変えれば済むハナシではなく、本質的根本的なところでもっと詰めていかないと、ダメだなと感じます。

私は、いち当事者であって政治家でも学者さんではないから、実生活が現に変わることが目的目標であって、考え違いや歩み間違えをしないように努めながら、少しでも幸せに近づけるため、近づくために、想いを込めながら地道にコツコツと私にできることを進めていきたいなと、決意をあらたにいたしました。（柚木みお）

こんなことやります ワークショップ「別居親相談の現場から」、日時・12月19（日）日13：00～16：30、場所・国立公民館集会室、資料代・500円、お話・青木聡「片親疎外とその対処」（大正大学人間学部臨床心理学科教員、臨床心理士）、報告・宗像充（共同親権運動ネットワーク）「別居親相談の現状と課題」、植野史（共同親権運動ネットワーク、くにたち子どもとの交流を求める親の会）「会えない親子のホットラインの一年」、望月蓮（共同親権運動ネットワーク）「会えない親のための実践講座から見えてくるもの」、主催・共同親権運動ネットワーク



くネット

原則交流・共同養育 共同親権運動ネットワーク

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-12-4 コイトビル3F

電話 03-5909-7753 FAX 03-5909-7763 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

三菱東京UFJ銀行新宿中央支店（普）3166777一般社団法人共同親権運動ネットワーク

●主張

家事事件有効テクニック

早井真人

面会交流事件においては、子どもと別居を強いられている親にはなかなか良い結論が出にくく、全く合理性のない月1回程度数時間といった基準が運用されているのが実情です。全く認めようとしないケースもありますが、今回は、その理由や実際上の分析、そしてその対策について簡単に触れてみます。

1 なぜ月1回なのか？

まず、家裁は面会交流が非常に厄介な事件であるため、これに巻き込まれたくないと考えているということが挙げられます。これは週刊現代の記事にも書かれていましたが、複数の筋から明らかにされています。その為、かつて最初に面会交流（面接交渉）を認めた審判の月1回という基準にしがみついていると考えられます。

もう少し詳しく分析しますと、現状の家裁裁判官の配置人数の問題があります。

東京家裁でも4人、大阪家裁でも3人です。同時に何十もの調停が係属し、一人の裁判官が同時進行している複数の調停をかけもち担当しているというのが実情ですが、そのため調停委員に任せきりという事態になっています。

このシステムは家事調停が現在の3分の1だったころと変わっておらず、システム的には限界を超えていると言えるでしょう。また、裁判官は事件の処理数が人事評価に影響します。たくさん事件を処理した方が出世できるというわけです。

その為家裁は手間がかかり、且つ自己の責任において処分をする審判を嫌がり、立場の弱い親（非同居親）を押さえつけて無理に調停を成立させようとする運用に終始するわけです。従ってきめ細かく事件の事情に応じ、“子の福祉”を勘案した処分など手間がかかり過ぎてとんでもないということで、すでに定型化した養育親も応じやすい月1の家裁基準に固執するわけです。

2 その対策は？

無論、だからと言って命より大事な子どものことをいい加減に処分されては当事者はたまりません。では、いい加減な処分をさせないためにはどうしたら良いかということを以下列記します。

- ①審判に移行することを恐れない。調停は単なる前座に過ぎない
- ②主張は全て書面で
- ③書面の副本を相手方に交付する
- ④証拠は全て書式を整え、正式に号証として提出する
- ⑤相手方の納得できない主張に対しては書面で釈明を求める（求釈明の準備書面）
- ⑥裁判所の顔色を伺わない、裁判所に不当性ないし違法性があれば堂々と書面で追及する
- ⑦提出した証拠を組上げ、緻密な論理を主張する
- ⑧裁判所側の否定理由を予測し、それを潰す構成を
- ⑨社会的状況（ハーグ条約締結を求め、諸外国が日本を非難、共同養育の必要性）に関する記事などによる主張の補強（一般論的正論）
- ⑩一般論的正論だけでなく、個別事情に即した証拠・主張
- ⑪調停委員会（裁判官）を抑え、圧倒して調停指揮（審判指揮）の主導権を握る
- ⑫裁判所に会わせて下さいとねだらない、下手に出ない、不当な法的枠組みを作るな！と圧倒する
- ⑬判例の活用
- ⑭自由な証拠形態（DVD等の活用）

紙面が尽きましたのでそれぞれの手法はまたの機会があればということで。



会えるために

私たちができたこと

.....

私は、平成19年8月から子どもに会えなくなって、食事も、睡眠もとれなくなり精神的に病んでしまいました。

でも、子どもに会う為、一緒に住む為には、経済的、肉体的、精神的にいつでも受け入れられるようになっていなければと、仕事は休まず頑張ってきました。

子どもに会えない苦しみを抱えながら、日々、自分に出来ることをしてきました。

まずは、調停を申し立て、親権が欲しい、子どもに会いたいと1年半訴えてきました。でも会えなかった。そして、くにたち子どもとの交流を求める親の会に入り、仲間に出会えて精神的に助けられて、市に請願を出したり、共同養育、共同親権活動をして、自分の気持ちを奮い立たせてきました。

あと、もう1つ。子ども宛てに、月に1・2度継続して、ハガキを出しています。会えていなくて、子ども達の近況が分からないので疑問符になってしまいますが、母として思う気持ちが少しでも伝わってほしいからです。

それでも、心が挫けそうになった時は、子どもたちに分からないように学校や、少年野球を見に行き、子どもの元気な姿を確認し立ち直りました。

後は、子ども達から、お母さんに会うと泣いてしまうから会いたくないと、言われていたので、自分に自信を持てるようになるために習いごとをしたりして、強くなるため自分磨きをしました。めそめそ泣いているお母さんより、元気で輝いていて頼れる強いお母さんに会いたいでしょから……。

そして、今年の7月から、長男と会えるようになりました。一番の問題点は、元夫と話し合いが、できなかったことでした。これからは、元夫と話せるようになったので、もっと子どもに関わらせて欲しいと伝えていきたいです。(NANA)

.....

子どもに会えなくなった親からの相談を受け付けるようになったのは、運動を始めてすぐのことだった。最初は自分もあまり知識があるわけでもなく、家裁に行けば面接交渉調停というものがありますよ、という程度のことを言っていたと思う。ネットでの情報も限定され、運動の認知も低かったため、問い合わせる人は数年来悩んでいた方もいて、堰を切ったように自分の話をするのを聞いた。

3年がたち、最近では、子どもに会えなくなった人がネットで探してすぐに問い合わせるものから、離婚をまだ検討中の人、運動の進行状況を知りたい人とさまざまな方が問い合わせるようになってきている。しかし、法律がないという状況は行き渡ってきたので、ますますいらだちを募らせる人が増えていることは間違いない。子どもの奪い合い紛争の事件化は、すでに3年前に予想していたことだ。

相談や講座で、家裁や面会拒否の実態をしゃべれば、「そんなことがあるんですか」と驚き顔の様子に、3年前の自分を重ねる。運動的には裁判所で判例を積み重ねて法改正への布石とすることは必要なことかもしれないが、当の本人の希望と違えば勧めるわけにもいかず、ましてや「家裁が親子交流を妨害する場所」と知っていれば、別の手段がないかといっしょに考えることになる。その中で、相手との関係を改善し交流につなげたこともある。もちろん、それらは本人たちのがんばりと粘り強さのたまものであり、その過程で彼らが言ったことにどの程度の意味があったかはまだまだ検証に値するが、それでも言えることは着実に増えてきている。年末には国立でワークショップも予定している。一当事者の経験を、立場の違う人たちと共有していきたい。(宗像 充)

裁判所に行けば、話はまとまる？

裁判所に行けば、話はまとまるものだと思っていた。それがそもそもの間違いだった。

が、そうはいっても相手と協議出来ない仲であれば調停をしなければ仕方がない訳で、その中で何が出来るか、どう進めていくのが大事になる。

まず離婚云々より、離れて住まなくてはいけなくなった子どもとの面会をさせて欲しいと初回から言った。調停委員は「お母さんだし、お子さんもまだ幼児じゃ会いたいわね」と男女とも言う。そして男性調停委員は「一刻も早くお子さんに会って欲しい」と、言葉では言っていた。

しかし、相手方が頑なに「今は無理である。離婚したら会わせる」の一点張りだと分かった時から「相手方あっての事だから、相手がダメと言ったらだめなのよ」に変わり、裁判所も困っていると言いつつ。調停とはお互いの合意に基づき進める所なので、一方が嫌だと言えど何も決まらない。そして、まともな人間の方を説得し始める。そこで聞いてしまったら、相手の思う壺。自分の意見をはっきりと言い、同調してはいけぬ。そんな調停に10回以上足を運んだ。

2回目からは調査官も付いたが、インタビューに相手の家を訪れたというくらいのことしかやっていない。そんなこと誰でもできると思った。

調停は不調に終わり、子どもの面会の審判を申し立てた。裁判官と直接話す機会も毎回あり、調査官も2人に増えた。しかし、調査官のしていることはやはりインタビューしに子どもの所へ行くだけ。『「お母さんに会いたい？」と聞いたけれどその答えには困っていました』とか、やはり調査官でなくても良いのでは？という内容ばかり。審判になったら2～3回で審判結果が出ると聞いていたのに、やはり審判も長引き8回も裁判所に通う羽目に。

「試行面接が出来るよう努力する」と言った裁判所も結局「相手方がYESと言わないので無理」に変わり、相手方の実績作りを手伝うかのようにいたずらに調停から2年以上も経過してしまいその分不意にした。

審判中には間接交流（手紙、写真のやり取り）は認められたが、それまでは一方的にこちらが送るだけ。子どもの手に渡っているのか、読んでくれているのかも怪しい交流。大体子どもに私が急

に居なくなった事態を何と伝えているのかも分からず、色んな洗脳を受けているのだろうと推測するしかない毎日。

相手方は「虐待の母」と言ってきた。それに対して、とにかく今まで普通に生活し、どこにでもいるお母さんだったことを言い続け、一緒に出かけたり遊んだりしている写真を提出したり文章も書いたり、通っているカウンセラーからも一筆書いて頂いたりした。

家裁では裁判官と私も相手方も面識ができ、彼がどんな気性の人間かも知り得たので一審はその辺も踏まえて判断理由があった。回数的には満足ではなかったが、「私に非はない」と明記されていたのでこのまま抗告されなければ良かったのだが、相手方は勿論不服であり、ステージは高裁へ。高裁には足を運ぶこともなく、書面だけのやり取りだったので彼の人物像も私の人物像も見えないまま行われるのが不安の種。

結果は月1回2時間という良く見る結果。一審では月1回7時間。長期休暇2泊3日だったのに！！判断理由は一審と変わらず、私にとって悪いことは一切書かれていない……のにも関わらずこれだけ短くなった理由が分からない。高裁というところは堅い所であるから、と弁護士に言われたが減らす理由は書かれておらず、全く腑に落ちない。

裁判所で心証を悪くしないように！と弁護士に言われたが、心証がどうであろうが、言ったもん勝ち、やったもん勝ちと経験して思う。

やり遂げた感があれば自分でも納得いくと思うが、後でああ言えば良かった、こうすれば良かったと思っても悔やまれる。高裁決定が出た今、少ない時間でも少しでも早く子どもに会っていくことに決めたが、その結果でどう動けるのか、先に進めるのか未だ弁護士の腕にかかっている部分も多い。

裁判所は当事者同士何も決められないのに、アバウトにしか決めてくれず。問題山積みのままにしてくれた。何のための2年10カ月だったのか今になって悔やまれる。

私自身、これから会うということに対して未知の世界であり、どうしていけば良いのか課題だらけである。（なかじま）

月2回の面会交流審判は どうやって出せたか

9月30日に、4歳の息子と月2回の面会交流を認めなければならない、という審判が東京家裁で下された。

私自身は、月2回、2泊3日の面会交流を別居中の妻に求めていたのであるが、月2回とはいえ、結局日帰り、しかも第三者機関の付添付き3時間、という内容だったので大いに不満であった。

しかし、2年半にもわたって粘った結果、以下の点では、画期的な成果を出せたと思う。

1. 離婚前の別居で紛争中でも月2回の面会が認められたこと
2. Vのでっち上げをされていたこと（取り下げにはなったが）
3. 第三者機関を使う前提でも、月2回という審判になったこと

もちろん、たかが月1回の面会を月2回にするだけで、たいへんに長く苦しい道のりだった。

非常に複雑な要素がたくさんあったので、すべての経緯をお話しすれば本一冊くらいの内容になってしまうと思うけれど、ここがポイントだったのではないかと、という点を記したい。

1. 面会交流調停中に婚姻費用を多めに払い、調停中にF P I Cでの面会を月1回ペースで行っていた
2. 妻の有責性を証明した
3. 影響力のある弁護士に依頼した
4. 妻はできるだけ責めずに、相手弁護士を批判した
5. 「子どもに会わせない」ことを理由に私を監護者に指定する審判を別途申し立てた（その後取り下げ）

以上のような5つの点が大きかったのではないと思う。

まず、別居親が面会交流を求めると、相手方

はたいてい、婚姻費用の請求を申し立てて、対抗してくる。ここで怒って「会わせるまでカネは払わない」というスタンスでいると、すぐに審判になって、「月1回の面会と、給料ベースの婚姻費用」という審判が自動的に出てきてしまうのが、今までの家裁のやり方だった。「カネを払わない親にも問題あるのだから、月1回でいいだろ」というのが家裁の言い分である。

多くの当事者のケースを見るにつけ、ここをまず打破しなければならないと思い、連れ去り別居をされた時から、我慢に我慢を重ね、月に20万円以上の大金を婚姻費用として私は払っていた。

こうなると、「カネを払ってもらっているのに、会わさないのはおかしいでしょ」、と調停委員も言いだし、相手も不調にする理由がなくなるので、調停が続いてしまい、面会をせざるを得なくなるようにしたわけである。むかつく気持ちを抑え、払うものは払うのが面会への第一歩だと私は思う。

次に、「連れ去り別居の原因は、夫のDV」とでっち上げをされていたのだが、実は妻の不貞があったことが原因だった。当初は証拠がなかったが、地方裁判所に、妻ではなく不貞相手を訴えることで、不貞の事実の証拠が出てきてしまった。この点は裁判官の心証として大きかったと思う。

次号以降で、またこの投稿を書く機会があれば、ほかの3つのポイントもお話したいと思います。

（安田孝則）

実践講座 子どもに会えるために 私たちができること レポート



望月 蓮

「はじめて知りました」
「まさかそんな理由だとは」
「まったく同感です。しかし改めて整理ができました」

「具体的な事例、書式がありたすかりました」

……実践講座で参加者のかたがたからこのような声をいただく。

実践講座をして良かったと思う時である。その場で入会してくれる人、賛同のカンパをしてくれる人もいる。うれしい限りだ。

k ネットは実践講座と題して、セミナー形式の勉強会を開催している。先月の10月の開催で3回目を数える。1度の開催は3～4回ほどの講座となっており、毎回異なるテーマ、講師により実施される。

2週に1度開かれる講座は、離婚を契機に子供との面会や法律面での対応で苦慮している人たち向けの幅広い内容を取り扱う。法律知識や子供との面会に関する知識、セルフケアや当事者の心情など実に様々だ。

私も「子供に会えるために私たちができること」の講座で講師を担当している。オリジナルの講座資料は開催ごとに細かく見直して改訂している。そういう意味では私も毎回は勉強の機会を得ているといえる。

全体を通じてのテーマは「今何が自分におきているか?」「どのような対処の選択肢があるか?」「どのような仕組みが働いているか?」をベースにしている。これらをできるだけ体系的に、なるべく具体的に、より当事者向けに、を意識して企画されている。

それは、自助でもなく、専門的な研究発表ではなく、当事者のニーズに直接答えられる情報を提供する。実践講座と題している所以である。

ある日突然当事者になるのは珍しいことではない。心も身体もボロボロになる。不慣れな手続きに手を焼き、理不尽な扱いを受け、理解されず誤解され心労を重ねる。そして悲しみと孤独と焦燥と言いつつ表すことのできない複雑な感情の渦に埋もれる。

会えるために

弁護士などの専門家も決定的な事態の解決には遠く、経験値とノウハウを得る情報源はあまりに少ない。実践講座に参加する人たちはこうした状況の中でも「何とかしたい」と強く願い、行動を起こす人たちだ。

こうした人たちの意見と経験を取り入れながら実践講座は今後もますます充実させていきたいと思う。

私の担当している「子どもに会えるために私たちができること」の回では、以下の点を中心に扱っている。

1. 自分に何がおきているか？ 自分、子供、相手方の視点
2. 子供に会う努力をするために必要なこと
3. 子供に会えるようになったケーススタディ
4. 書類作成のTIPSや面会条件を取り決める書式の例の紹介

いずれのテーマに関する情報も、専門的な研究や統計調査に基づくものではない。しかし、自分を含め当事者の経験や知識を盛り込み、少しでも役に立つ内容にできるよう意識している。

講座を始めてすぐに必ずたずねることがある。「この資料全体をご覧になり、何を一番知りたいですか？ どの内容を重点的に扱ってほしいですか？」

当事者といっても個々の事情や抱えている課題は異なる。開催ごとにできるだけそれに応えたいという思いから尋ねている。

これまで多かったリクエストには……

- ・話し合いの中で合意をしていく方法を知りたい
- ・自己管理をうまく行い立ち直りたい（心身ともに）
- ・面会のとき、面会できるまでの間、子供との関係を保つためにどんな事ができるかを知りたい
- ……などが印象的だ。

法律や裁判所の運用がほとんど救いにならない状況で、感情論や実効支配が幅を利かせてしまう悲しい現状では、交渉や合意形成、離れている子供とのコンタクトの維持はきわめて難しい。誰もがぶつかる壁といえる。これまでの教育の機会では触れることのなかった領域の知識やノウハウが必要となる。不均衡、不平等な立場を強制された状態で、感情と利害の対立する関係での「交渉」などを想定して準備できる人は極めて少ない。

しかし、「妥協と屈辱の結果ではない面会条件の交渉」をしなければならない。それには「双方がメリットを感じる建設的な提案」が欠かせない。私も講座の中でそうした状況を「ネゴシエーターが活躍する映画のシーン」に例えて言う。タフな状況において粘り強く、冷静に、最善を尽くさなければならない。

しかし私たちはそれほど優秀でも強くもない。だが、逃げるわけにもいかない。

当然、「胆力」と表現される「粘り強さ」が必要となる。そのためには、体力と精神力は不可欠だ。たいていの場合、当事者はストレスと生活の乱れから心身に不調をきたす。これではタフな状況を乗り切れない。何をするにも体力と気力がものをいう。

だから「まずは、コンディションを整えましょう。睡眠と栄養、休息とストレス解消のために自分にあった対処をしましょう」と繰り返す。

それは、これらの全ての「できることを、できるようにする」という取り組みにおいて必要だ。極めて言えば「体力勝負」である。「過酷な状況の中で生き残らなければ始まらない」ためには知識も経験も経済力などを後回しにしてもサバイバルを続けていく必要があるからだ。実践講座と題していながらアカデミックさから遠のく様だが、講座内容を整理していく中で浮かび上がってきたキーワードのひとつだ。

当事者になった時点で受けたダメージからの「回復」。そして「復調」。同時に「対処」。そして「再構築」が大事だ。その全てにおいてよりよい結果を得るための基礎が「自己管理」である。

また、決しておろそかにできないのは「子供へのケア」や「コンタクト維持の努力」である。監護親の抵抗感から子供への連絡や贈り物などが困難であるのは珍しくない。日常が別々で会話が少なければ自然に話題にも困る。そんな状況で「音信を維持するためのどんなアイディアや工夫、心得があるか？」というのには有用な情報だ。

学ぶ必要があるのは会えない期間ばかりではない。久しぶりに会ったときの「子供と接する時にどうしたらよいか？」も課題となる。「何をどう会話したらよいか」「いい面会をするための企画や工夫」「思い出を残しつつ、次の面会につなげるアイディア」などがある。

こうした取り組みはまだ始まったばかりだ。様々な活動を通じてネットワークの構成と情報の蓄積が続いている。経験や知識のある人は情報源となり、渦中の当事者は最新事例とノウハウの検証をする。こうした様々な立場と状況の人が共に「子供に会えるために何ができるか？」を追求していくことは、絶望と不安の暗中に光を灯しレールを敷いていく取り組みだと信じている。

子供に会えるようになるために、実践講座から『共同親権・共同養育の話』をはじめてみませんか？

学者たちのリードする男性運動が変遷し、当事者性を失っていく中、私は具体的な男性支援にベクトルを変化させていきます。当事者男性のための支援システムをあれこれ立ち上げていきます。男性のための電話相談や非暴力トレーニングを始めていく訳ですが、その支援の中で、一方的な離婚や引き離しの問題が支援に絡んでくるようになります。DVえん罪、歪んだ司法判断等が当事者支援の中で見えてくるようになります。また、必ずしも男性だけがその被害者になる訳でもなく、女性支援の対象にされにくい女性加害や女性の引き離し問題も見えて来て、これは男女の問題ではないとの認識になり、私は2003年に日本家族再生センターなる援助組織をつくりまします。ここでは性別年齢加害被害に関わりなく、家族の問題に関する事であれば、どんな事でも援助対象とさせていただきます。

この組織を作る時、NPOにするかその他の法人にするか若干悩みましたが、結局有限会社として登記しました。行政や世間の理解を得やすいという事であればNPOが優れてますが、NPOにすると、理事を何人か入れなくてはなりません。理事には大学教授や専門家を入れるのが普通ですが、そうすると専門家や学者は当事者性がないだけでなく、当事者を研究対象とし、援助現場をキャンパスの実習地にしかねません。結局当事者はいつまでたっても援助を必要とする当事者でいるしかありません。また事業の公開性もあり、加害者支援とか断絶親子の支援とか、世間ではあり得ない支援を始めるにあたって、事業公開する事はかえって世間の反発を受けかねません。これらの理由で、当事者が援助者に成長していくという回路が閉ざされてしまう事になってしまいます。けれど、有限なら、私の判断で事業展開できますから、専門家や行政のコントロールは受けなくて済みます。当事者の当事者による当事者のための援助組織を作る事が可能となります。

70年代、個人的な事は政治的な事として、男性支配の抑圧を受ける女たちに、フェミニストが解放を呼びかけ、ともに異議申し立てしていった時代がありますが、その後フェミニズムが認知され、女性支援が業務となり、女性の当事者研究で先生に昇格していく女たちが現れます。すると、男性支配の構造に乗った女たちが、抑圧される女たちをさらに抑圧するという状況も出てきます。私はこの二の轍を踏まないようにするために、支援に当事者性を強め、その支援をメンズカウンセリングという新しい援助論として提言していくようになりました。2005年あたりからでしょうか。



砂川まつりとはらっぱまつりに参加して

今年も「くにたち子どもとの交流を求める親の会（略称 くにたち親子）」の有志といっしょに「砂川まつり（１１月３日）」と「はらっぱまつり（１１月７日）」に参加した。

まずは砂川まつり。これは本当にごく一部の有志でケーキとホットドリンクで参加。前日の夜に集まってケーキの仕込をした。クリームチーズケーキとシフォンケーキ。深夜にようやく仕込が終わって、次の日会場に行くと、夕べのケーキのひとつ目が失敗だったらしく作り直したと言う。各種５０個ずつくらいをカップで売った。もちろんくにたち親子の会の趣旨を書いたボードも忘れずに掲示して。

この日はひとつうれしいことがあった。会員のひとりで３年間引き離されていて、最近長男と会えるようになった方がいて、その方が長男といっしょに参加してくれたのだ。高校生になって少し自由がきくようになった長男くんは売り子として、



教えてもらいながらよくがんばっていた。とてもほほえましい光景だった。ケーキも完売して充実した一日でした。

そして次ははらっぱまつり。売り物は前回よりグレードアップしたもつ煮。くにたち親子の会の定例会の日に早めに集まって買出しをし、きざみもみんなでわいわい話しながら煮込みますまして当日をまった。当日は準備に少し時間がかかったが（会場までが遠い）売り始めるとぼちぼちお客さんも来てくれた。友人が引き離されているという方がボードを読んで話を聞いていたり、チラシを持っていく人もいた。いろんな人にこの問題

を知ってもらいたいということで参加しているの、少しでも興味を持ってくれる人がいたのでよかったと思う。

この日も早い時間に予定の１００食あまりを完売。売り上げも上々。久しぶりに来て手伝ってくれた方、まつりに遊びに来てそのまま裏方を手伝ってくれた方、とお店のほうもにぎやかになって楽しい一日だった。

と報告しつつ、私はというと一日中うろろとしていて戦力にはなりませんでした。すみません。で、しっかりと楽しんでしまいました。ごめんなさい。

（植野 史）



「高葛藤」

と思考の変換

内容は何でもいいのでコラムを書いていただけないでしょうか」と言うメールを共同親権運動ネットワーク（kネット）の宗像氏から頂きました。頼まれ事は、試され事。きつと、私にとって意味のあること……そんな思いで、このコラムに出会った方々が何かの気付きの切っ掛けになれば、幸いだと思えます。

さて、アニマルセラピーをご存知でしょうか？

犬や猫などの動物と戯れて癒されることで、心身のリフレッシュをする療法ですが、動物達が「散歩に行こうよ！」「美味しいもの食べたいな」などと主義主張をしたら、癒されるどころか、ストレスになりますよね！？

私は、「高葛藤」と言う言葉があることを、kネットの講座で知りました。お互いにかみ合わない要望・欲求をぶつけ合い、戦い合うカップルのことです。

「高葛藤」になる気持ちは、自分の価値観、正当性を認めてもらいたいことで、キャッチボールではなくて、ドッチボールをしている状況です。そんな状況であれば、あなたの今までの見方、考え方、感じ方を変えてみませんか？

「他人と過去は変えられない、変えられるのは自分と未来だけ」

私も面会交流の調停を行っていますが、会える保障はありません。私は子供達から心理学を勉強する時間を与えてもらっていると思ひ、子供達に感謝の気持ちを持っています。うみくん、なるちゃん、ありがとうね！ パパは、君達を愛しますよ。このような思考の変換をして、心を休ませることも必要だと思ひます。

（宇野 努）

「親権者は一人じゃないといけないんですか、二人では駄目なんですか？」

ある時、「共同親権を実現するための国会請願」の署名を、私の山友だち（男）にお願いした。だが「単独親権でいいんだ」と断られた。「子供を両方で引っ張ったら、可哀想じゃないか」がその理由。

「両方で引っ張るんじゃないよ。両方で子供の幸せを願って育てるんだよ」

「ケンカ別れした夫婦に、そんなこと出来る訳ないだろう」

こういう人に共同親権を理解してもらうのは難しい。山登りでは気の合う友人でも、この件については聞く耳を持たなかった。六〇代では仕方ないか。

私だって息子が「会えない親」になるまでは、親権について特に関心はなかった。

いきなり「共同親権を」と言われ、戸惑う人も多いのではないかと思う。

ここはやはり意識改革が必要で、例えば「ニコニコ共同養育講座」みたいなもので、具体的な役割分担のイメージを作る。アメリカ映画によくある場面で、通常はママの家、週末はパパの家みたいな、子供にとってどちらも居心地のいい場所、両方から愛されていると、実感出来る環境。私は共同養育をこんな風にイメージするが、夢物語だろうか？ 現実にはそんなに甘くはない。でも若い世代で変えなければね。

流行語を借りれば「親権者は一人じゃないといけないんですか、二人では駄目なんですか？」と立法府に迫ってみたい。

（木船一江）

人との 出逢い

私はいつも何か書いたり作ったりする時様々な音楽を流している。クラシックだったり好きなアーティストの曲だったりアニメソングだったり。今日はたまたま自分の好きな曲を流していた訳だが、その時の心境でこんな感じかなと大まかなあらすじを書いた。本当に物語調である。二人は出逢い、数々の困難を乗り越えハッピーエンド……。平凡すぎる。

そんな風に不満を抱いていた時、紙芝居の進み具合を心配した連絡が入った。そこで話をしていくうちに、やっぱり違う！と書き直しを始めた。私の思う出逢いは、これから未来（まえ）へ向かって進んでいく二人にこんな風になつていつて欲しいという願いもあるが、ふるさとのように感じられる、そんなきつかけのようなものだと思う。

今いる場所が生まれた場所でなかったり、血の繋がった人がいなくても、本当に心が通じ合える人がいたり、自分の事を時には厳しく優しく見守ってくれる人がいる、そして「いつでも早く帰っておいで」と言ってくれる人がいるならば、そこが自分にとってのふるさとなると思っているから。自分だけじゃなく相手にとっても大切だと思えるふるさとがたくさんできたら本当に良いだろうなあとニヤケながら、結婚式当日の朝まで紙芝居を描いていた私である。

いつの日か、自分にもふるさとを作れる様な出逢いがある事を願って。

（元田真知子）

互版

□これまで

- 一〇・一九相談受付、kネット会議
- 一〇・二〇青木聡さんと会う
- 一〇・二一会報印刷
- 一〇・二三「子どもに会えない親のための実践講座」第二回
- 一〇・二六会報「共同親権運動」編集会議
- 一〇・二八議員ロビー、相談受付
- 一一・二kネット会議
- 一一・三親子交流くにたち砂川秋祭り出店
- 一一・四親子交流くにたち定例会
- 一一・六「子どもに会えない親のための実践講座」第三回
- 一一・七親子交流くにたち・武蔵野はらっぱ祭り
- 一一・九ハンドブック作成のための打ち合わせ、親子交流くにたち・会えない親子の

□これから

- ★ワークショップ「別居親相談の現場から」
日時・一二月一九日(日) 一三〇〇〜一六三〇、場所・国立公民館集会室(JR国立駅南口下車、大学通りに向かって右斜めに伸びる富士見通りを徒歩三分、左手)、資料代・五〇〇円、お話・青木聡「片親疎外とその対処」(正大学人間学部臨床心理学教員、臨床心理士)、報告・宗像充(共同親権運動ネットワーク)「別居親相談の現状と課題」、植野史(共同親権運動ネットワーク、くにたち子どもとの交流を求める親の会)「会えない親子のホットラインの一年」、望月蓮(共同親権運動ネットワーク)「会
- ホットライン
一・二一ハンドブック打ち合わせ、国会ロビー、相談受付
- 一・二七相談受付
- 一・二〇ビジュエーション事前相談
- 一・二五会報印刷

えない親のための実践講座から見えてくるもの」＊お話と報告後、参加者を交えてワークショップ(意見交換)を行います、主催・共同親権運動ネットワーク

★kネット相談日
日時・第二、第四木曜日(一二月九日、二三日)、一八〇〇〜二一〇〇、場所・kネット事務所、料金二〇〇〇円(一時間、一時間超は一時間毎に一〇〇〇円の加算)相談日以外でもご予約の上相談は受け付けます。

★kネット交流会
日時・毎月第四土曜日(一二月二五日) 一三三〇〜一六〇〇、場所・kネット事務所、参加費・五〇〇円、当日直接お越しください。

★親子交流くにたち定例会
日時・毎月第一木曜日(一二月二日)、場所・国立スペースF(国立市中三一―一六)、問い合わせ・〇四二・五七三・四〇一〇(スペースF)

★会えない親子のホットライン
日時・第二、第四火曜日(一〇月二六日、十一月九日、二三日) 二〇〇〇〜二二〇〇、無料、番号〇四二・五七三・五七九一、主催・親子交流くにたち

★女のグループワーク／男のグループワーク
日時・一二月一日女のグループワーク一〇〇〇〜一二〇〇(二〇〇〇円)、男のグループワーク一三〇〇〜一六〇〇(二〇〇〇円)、場所・kネット事務所、ファシ

【編集後記】国会では各政党が法務部局で法制化の議論を始めている。そんな中、立場の違う人と話す機会があった、自分の認識不足だったなと思うことは多い。他方で、子どもとこれから先、会えないくなるのではないかという恐怖感が、冷静な判断力を失わせてしまうという感覚は、何度説明しても念頭に置かれていなかったと感じる。こんな積み重ねが次ぎの段階のビジョンサポートにも役立つだろう。(宗像)

【編集後記】国会では各政党が法務部局で法制化の議論を始めている。そんな中、立場の違う人と話す機会があった、自分の認識不足だったなと思うことは多い。他方で、子どもとこれから先、会えないくなるのではないかという恐怖感が、冷静な判断力を失わせてしまうという感覚は、何度説明しても念頭に置かれていなかったと感じる。こんな積み重ねが次ぎの段階のビジョンサポートにも役立つだろう。(宗像)

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。

立法府への提言、ロビー、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても、親子が親子であるための活動を行います。ホームページ、ブログを運営し、会報「共同親権運動」を発行しています。

いっしょに活動してくれる仲間、賛同者を募っています。年会費・三〇〇〇円、また、活動には経費がかかります。みなさまからのご寄付をお願いします。会費・ご寄付はメンバーに手渡し、以下にお振込みください。

■郵便振替 〇〇13015472679 加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行新宿中央支店(普) 31667771 一般社団法人共同親権運動ネットワーク